

## 学位論文題名

## 北樺太石油コンセッション 1925-1944

## 学位論文内容の要旨

本論文はほぼ時系列的に配列される12の章から構成され、全体は5つの部分に大別される。まず、第1～3章では、ソヴィエト政権のコンセッション政策一般、帝政期からネップ期にかけてのロシア(ソ連)石油産業の動態と石油部門におけるコンセッション、同じ時期の北樺太石油資源調査と日米石油資本の進出過程の順で北樺太石油コンセッション問題の一般的背景が記述される。次の第4～5章では、北樺太石油のコンセッション獲得に向けた外交交渉および実務レベルのコンセッション契約交渉の過程と、日本側において交渉の背景をなした海軍の動向、日本側石油需給が考察され、続く第6～8章では、1926年に認可・設立された「北樺太石油会社」(以下、「会社」と略す)の企業経営が同社の事業展開、試掘作業、雇用・労働問題といった実態に即して分析される。その次の9～10章では北樺太の石油開発を担うソ連企業として設立された「トラスト・サハリネフチ」の経営実態が分析され、それと「会社」の生産活動比較が行われる。最後の11～12章では、ソ連当局による「会社」圧迫の強化からその終焉に至る過程が考察される。以下、各章ごとの内容をやや詳しく見る。

(1)第1章では、ネップに移行する時期のソヴィエト政権が第一次大戦とそれに続く内戦・干渉戦の過程で壊滅状態となった国内産業の復興を図るため、資源開発に外国資本を誘致するコンセッション政策を採用するに至る過程が記述される。ソヴィエト政権はコンセッションや合併企業の積極的導入をネップの基本要素として意図したのではないが、コンセッション政策は対外政策の分野におけるネップの先取りを意味していた。その際、供与の対象分野としては北部ロシアの森林資源とシベリアの鉱山資源が大きな比重を占めるはずであった。しかし、産業分野の上でも、外国企業からの申請に対する実際の低い契約実績から見ても、コンセッション政策は全体としてソヴィエト政権側の期待する成果を挙げることはできなかつたことが指摘される。第2章では、帝政期と同様に革命後のロシアでも国内の石油開発に対する外国企業の関心は高かったが、ソヴィエト政権は独自開発が可能との見通しから次第に外国企業に対するバクー油田などのコンセッション供与に難色を示すようになったことが明らかにされる。第3章では、まず北サハリンにおける油田調査の歴史を帝政期に遡って考察し、帝政下では結局のところ石油産業の誕生に至らなかつたことが明らかにされる。次いでアメリカ石油企業シンクレア社の進出意欲、久原鉱業をはじめ日本企業のシンジケート北辰会による現地試掘活動に入る過程が考察されている。

(2)第4章では、北樺太石油コンセッションをめぐる日ソ間の外交交渉、契約締結交渉の

経過が分析される。第 5 章では、日本の北樺太石油に対する関心について、海軍の燃料獲得策をめぐる方針、それとの関わりで日本の石油需給が分析されている。

(3)第 6 章では、コンセッション契約を実施に移すため 1926 年に設立された「北樺太石油会社」の事業展開が分析される。同社では、1930 年頃までは順調に産油量が増加し、高配当を確保できたが、1931 年以降は主として石油収入の落ち込みにより会社経営にかけりが見え始め、1934 年には無配に転落した。さらに、1936 年の日独防共協定締結の頃からソ連側の対応が厳しくなり、事業計画の縮小を余儀なくされた。この過程が同社の決算報告書や油田ごと、坑井ごとの生産統計など日ロの未刊行資料に基づいて分析されている。第 7 章では、同社による試掘作業の展開とその問題点が検討される。同社は 1927 年に締結された追加協定により、広大な面積の試掘権を得たが、実際には、ほとんどの油田において試掘は予定通りには進まなかった。その一因は試掘より生産を重視する経営戦略にあったが、試掘をめぐる日ソ間に様々な紛議が生じたことも影響した。国際情勢の影響もあり、試掘作業は進まなくなった。第 8 章では、雇用・労働問題が検討される。コンセッション契約では、外国人雇用の比重上限などが定められていたが、同社の労働力需要をソ連側で満たせない場合はこの上限を守らなくてよいという例外条項があり、この例外条項の適用をめぐるしばしば対立が生じた。さらに、当時の日本とは異なる労働者の権利保護を定めたソ連労働法の適用も大きな問題となった。そのような権利を主張する労働組合と毎年団体協約を結ばなければならないことは会社にとって大きな負担となった。

(4)第 9 章では、北樺太における石油開発を担うソ連の企業として 1928 年に設立された「トラスト・サハリンネフチ」の事業展開が分析され、市松模様を描いて隣り合わせに配置される日ソ両経営体の経営戦略や生産実績が比較される。当初は「トラスト」が「会社」に依存する面が多かったが、1932 年には産油量で前者が後者を上回るようになった。その要因として、5 カ年計画の開始、ロータリー式掘削の採用、スタハーノフ運動などが挙げられている。第 10 章では、「トラスト」による石油供給の問題が扱われる。ソ連側は開発資金や技術を外国から得る必要があり、日本側はソ連との協力形態について請負契約、合併契約、原油購入の 3 つを考えたが、結局このうちの原油購入が実現することになった。

(5)第 11 章では、現場のソ連側機関がソ連国内法を基準に会社をきびしく監督し、法令違反を理由にしばしば作業の中止命令を出したこと、しかもそれらの措置は日本側にも適用されたことが明らかにされる。ソ連経済の復興が進むにつれてコンセッション企業に対する風当たりが強くなり、さらには日独防共協定が締結されるとソ連当局の態度は極端に硬化したことが明らかにされる。第 12 章では、第二次大戦中の日ソ外交関係、とりわけ北樺太石油コンセッション解消問題が分析される。ソ連側の強い要望もあり、松岡・モロトフ会談で日ソ中立条約締結の合意と引き換えに、コンセッションの解消が謳われた。その結果、コンセッション移譲議定書が結ばれ、会社は 500 万ルーブリでソ連に移譲された。本論文は、このような北樺太石油コンセッションの終焉の記述をもって結ばれている。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 原 暉 之 (スラブ社会文化論講座)

副 査 教 授 田 畑 伸一郎 (スラブ社会文化論講座)

副 査 教 授 白木沢 旭 児 (日本史学講座)

## 学 位 論 文 題 名

### 北樺太石油コンセッション 1925-1944

まず、本論文の観点と方法は、次のように特徴づけられる。

本論文は、1920年代前半日本の北樺太保障占領の帰結として1925年に発足し、第二次大戦下の1944年まで存続した北樺太石油コンセッションについて、その成立経緯を明らかにするとともに、コンセッション企業「北樺太石油会社」の設立と事業展開、終焉までの全過程を考察した労作である。考察の対象とされる北樺太石油コンセッションの歴史は、日ソ国交樹立(1925年)から日独防共協定(1936年)、日ソ中立条約(1941年)を経てソ連の対日参戦(1945年)へと向かう国際関係の展開とも絡み合った過程である。しかも問題のコンセッション企業は、ネップ期からスターリン時代への移行過程で確立されたソ連型社会主義経済システムの下で特異な位置を占め、その一方で艦船用燃料の安定確保に関心を寄せる日本海軍の強い影響下に置かれた国策会社としても特異な存在であり、その歴史は単なる社史の範疇を越えて戦間期日本軍事経済史の一部をなしている。このような日ソ外交史、ソヴィエト経済政策史、日本の企業経営史、海軍燃料史にまたがる境界的な複合領域に位置し、ソ連東端の辺境にあつて支配的な経済システムの中では異質のマイナーな存在、しかも基本資料のアクセス困難な対象という事情もあつて、北樺太石油コンセッションの体系的な歴史研究は日ロ(ソ)を問わず従来ほとんど行われてこなかった。村上氏は、モスクワの国立ロシア経済文書館(RGAE)、ユジノサハリンスクの国立サハリン州文書館(GASO)とサハリン現代史資料センター(STsDNI)、日本側では外務省外交史料館、三菱経済研究所付属三菱史料館など、日ロ双方の文書館・史料館の所蔵になる膨大な一次資料を駆使して、総合的・多面的な観点から考察対象の全体像を描き出すことを試みている。

次に、当該研究領域における本論文の研究成果としては、以下の点が特筆される。

ソヴィエト政権のコンセッション政策は、初期のソヴィエト指導部がその政策の採用に踏み切った時点では対外政策の分野におけるネップの先取りを意味し、ネップの一構成要素として制度化されていたが、一面において当初から緊急避難的な措置という意味合いもあつた。やがてネップの終焉と社会主義的経済システムの確立過程で、自給自足を基礎とした集中的な工業化政策とネップの遺産に過ぎないコンセッション政策は相容れない関係に入り、そうした中でコンセッション企業は次第に排除されて行く。本論文は北樺太石

油会社という企業体の実態解明を通じて、この大きな過程を全体として明らかにした点で、当該研究領域に貴重な貢献をなすものとして高く評価される。とくに、市松模様を描いて隣り合わせに鉱区が配置された「北樺太石油会社」と「トラスト・サハリンネフチ」の経営実態分析は本論文の白眉をなしており、従来ほとんどなされてこなかったソヴィエト期の個別企業を研究対象とするケース・スタディとしてだけでなく、日ソ両経営体の相互比較および両者の相互関係という問題を初めて提起した点でも貢献度が高い。「トラスト・サハリンネフチ」側が生産を増加させる一方で「北樺太石油会社」側は生産を減退させ、ついには作業中止に追い込まれる姿が詳しく描かれ、そのような生産活動の逆転が生じた原因として、日独防共協定以降のソ連官憲による企業活動圧迫の側面に加えて、短期的な利益追求という同社の姿勢ゆえに、地層上層部だけを重視する開発に陥っていたという指摘、また両者の対抗面とともに相互依存あるいは分業関係も見られたという指摘はとくに興味深い。「北樺太石油会社」は社会主義経済システムのなかで異質な経営体であった。この異質な経営体が排除されていく過程は社会主義経済システムが一元的で全体的な性格を有し、多様性を全く認めないシステムであることを浮き彫りにしている。本論文は、一見微視的な企業経営の研究でありながら、このように巨視的な視野に立っており、上述した総合的・多面的な観点から考察対象の全体像を描き出す試みにおいて成功している。

上記 3 名の審査担当者から成る審査委員会は、村上隆氏より提出された当該申請論文を審査し、また口頭試問において問題点を質すなど、十分かつ慎重に審議を重ねた結果、以上に記したような本論文のもつ高い学術的価値に鑑み、全員一致で同氏を博士（学術）の学位を受けるに相応しいものとの結論に達した。